

休業補償について:事業主が申請

問合せ相談窓口

| | | | | |
|---------------------|-------------|--|---|--|
| 従業員に休業して もらうなら | ▶ 助成 | 雇用調整助成金(コロナ特例措置) 休業等助成一人一日上限 8,330円 中小企業4/5 大企業2/3 解雇の有無、教育訓練実施などの要件により 上乗せあり | ▶ | |
| 子供がいる従業員 のために | ▶ 助成 | 小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け) 小学校（義務教育前期過程）休校で 労働者が有給休暇取得の場合上限 8,330円 賃金相当額の助成 | ▶ | 厚生労働省大阪労働局 センター 0120-60-3999 9時～21時(土日祝も含む) |
| 子供がいる フリーランスのために | ▶ 助成 | 小学校休業等対応支援金 小学校が休業で休業したフリーランス 1日あたり 4,100円 （定額）を助成 | ▶ | |
| 休業要請が出たので 休業した | ▶ 助成 | 感染拡大防止のための休業要請支援金 ・ 4月の売上が前年同月比50%以上減少 ・ 休業要請対象業種の中小企業 100万円 個人事業者(フリーランス) 50万円 下記の3つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主 1. 大阪府内に主たる事業所を有していること。 2. 緊急事態措置期間中（令和2年4月14日から5月6日まで）に休業要請等に全面的に協力いただいていること。 （ただし、7日間の準備期間等を考慮し、令和2年4月21日以降休業していれば対象とする。） 3. 令和2年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること。 | ▶ | 休業要請支援金 相談センター 電話:06-6210-9525 FAX:06-6210-9504 午前9時から午後7時 (土日祝日を含む毎日) 募集要項公表・登録受付開始:4月27日(月曜日)【予定】 支援金の支給時期:5月のできるだけ早い時期【予定】 |